**用 語 集**

| 用　語 | 説　　明 |
| --- | --- |
| 洪水浸水想定区域図 | 河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するもの。 |
| 浸水 | 土地が水に浸かること。 |
| 氾濫 | 川の水位があがり堤防が決壊し、川の水が川の外に勢いよくあふれ出ること。なお、堤防が決壊しないで川の水位が堤防の高さを越えあふれ出ることもある。 |
| 山津波 | 山崩れによって、多量の水分を含んだ岩石・土砂が流れ落ちること。 |
| 気候変動 | 地域ごとの、長期にわたる気温や降雨など気象の平均状態を気候と呼び、その変化や変動のこと。 |
| 本川・支川（ほんせん・しせん） | 河口から最も遠い谷から、河口へつながる川がその川の本川、本川に合流する川が支川。 |
| 洪水ハザードマップ | 大雨によって発生する可能性がある洪水や土砂災害について、発生が予想される箇所や範囲を指定避難所とともに示したもの。 |
| まるごとまちごとハザードマップ | その地点がどのくらい浸水するのか、最寄の避難場所はどこでどのくらい離れているかなどの情報を、わかりやすく「まちなか」に表示するもの。 |
| 避難情報 | 水害が発生するおそれが高いと予想される場合に、市町村長が住民の身の安全確保のために住民へ避難行動を促すため周知する情報。危険度の状況に応じて「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の3つの情報がある。 |
|  | 避難準備・高齢者等避難開始 | 避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合に出される。避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児など）とその支援者は避難を開始する。その他の人は避難の準備を整える。 |
| 避難勧告 | 水害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に出される。速やかに避難場所へ避難をする。外出するとかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。 |
| 避難指示（緊急） | 「避難勧告」の状況よりも、水害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に出される。まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をする。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。 |
| CCTV | 特定の建物や施設内での有線のテレビ。防犯カメラのモニターとして使われることが多い。 |
| プッシュ型 | 必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。 |
| 洪水警報の危険度分布 | 国や都道府県の管理する大きな河川に加えて、それ以外の中小河川の水害発生の危険度の高まりを予測し、洪水警報を補足する情報として気象庁がHP上で公開している。河川の区間ごとの危険度の高まりを地図上で確認することができる。 |
| 洪水予報 | 洪水予報とは、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁が国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量の予報を行うことである。 |
|  | 氾濫注意情報 | 氾濫注意水位（水防団の出動の目安となる水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発令する情報。氾濫の発生に注意する段階である。 |
| 氾濫警戒情報 | 一定時間後に氾濫危険水位（市町村長が避難勧告を発令する目安となる水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（市町村長が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発令する情報。避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階である。 |
| 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に到達した場合に発令する情報。いつ氾濫してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階である。 |
| 氾濫発生情報 | 氾濫の発生した場合に発令する情報。氾濫水への警戒を求める段階である。 |
| 広域避難 | お住いの地域全体が広域に深く浸水することが想定される地域では、自分が住んでいる市区町村の外に逃げること。 |
| 水平避難 | 自分の家が浸水することが想定される場合に、指定された地域の避難場所など安全な場所に避難すること。 |
| 垂直避難 | 建物の2階以上の階に避難する避難方法のこと。大雨などの影響により浸水被害が発生した場合、指定された避難場所に避難するために屋外に出るという行動が、かえって危険を伴う場合がある。このような場合、上層階に移動することも有効。 |
| 冠水 | 洪水などで田畑や作物が水をかぶること。 |
| 水防災意識社会再構築ビジョン | 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約１万棟、孤立救助者数は約４千人となる等、甚大な被害が発生した。「ダムや堤防などでは防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとし、国は「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定した。烏・神流川流域では、高崎河川国道事務所をはじめ、流域自治体・関係諸機関が減災対策協議会を設立し、流域で発生しうる大規模水害の被害を最小化するため、施設の改良に加え、情報伝達体制の強化や防災教育の普及啓発などの取組を行っている。本学習資料も取組の一環である。 |